

## 意見招請説明書

令和6年5月7日  
義務教育課

令和5年度末在において、岐阜県内の市町村の約95%の市町村が同一の統合型校務支援システムを運用しており、教職員の業務改善や業務負担の軽減等に寄与してきました。

岐阜県教育委員会では、「GIGA スクール構想の下での校務DXについて」を踏まえ、現システムを更新し、令和8年9月から新システムの運用開始に向けて検討を進めています。

この情報提供依頼は、岐阜県内の市町村にとって最適なシステムを採用するため、広く市場のサービスの状況を把握し、最適な調達要件を検討するため意見招請及び概算見積※の提供を依頼するものです。（※この見積はおよその金額等の参考にするためであり、契約に関係するものではありません。）

### I 情報提供内容

情報提供依頼内容	概要	提出	様式
機能実現	機能要件の対応可否	必須	様式1
帳票実現	帳票要件の対応可否	必須	様式2
構築及び運用保守に関する費用	・初期費用（構築・データ移行費用等） ・運用保守費用（利用料、運用保守費用等）	必須	様式3
提案書	次期校務支援システムに対する提案書	必須	任意
その他	上記以外の有用な情報	任意	任意

### II 仕様書案等の交付期間及び交付方法等

#### 1 交付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月17日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

#### 2 交付方法

① 当課電子メールアドレスに、関係書類の送付依頼のメールを送信してください。

ア 送付依頼先メールアドレス：cl7785@pref.gifu.lg.jp

イ 件名は次のようにしてください。

・「岐阜県統合型校務支援システムの構築及び運用保守委託業務に関する仕様書等の送付依頼」

ウ 送信者が分かるように次の内容を記載してください。

・企業名

・担当者氏名

- ・連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- ② 送付依頼メール送信後、2営業日以内に関係書類を当課から送付します。
  - ア 送付する関係書類は次のとおりです。
    - ・仕様書案
    - ・別紙様式1～5
    - ・外字一覧表
    - ・岐阜県学校数一覧（公立小学校及び公立中学校）
  - イ 2営業日を過ぎても関係書類が当課から送付されない場合は、Ⅲの4の連絡窓口まで連絡してください。

### Ⅲ 意見書の提出方法等

#### 1 提出期限

令和6年5月31日（金） 午後5時まで

#### 2 提出物

- ① 機能要件確認表（様式1）
- ② 帳票要件確認表（様式2）
- ③ 概算見積書（様式3）
- ④ 提案書（任意様式）
- ⑤ 意見書（様式4）※
- ⑥ 質問書（様式5）※

※⑤及び⑥の提出は任意

#### 3 提出方法（次の方法により提出）

電子メールに様式を添付して送付

#### 4 提出先及び連絡窓口

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県教育委員会事務局 義務教育課 小中総合支援係

Tel: 058-272-1111（内線 8593）

E-mail: c17785@pref.gifu.lg.jp

### Ⅳ 留意事項

#### 1 見積書について

- ・ 仕様書（案）に示すネットワーク構成要件ごとに見積金額を提示ください。
- ・ サービスの導入から運用に至るまで必要な経費を全て計上してください。なお、オブ

ションとなる機能については、項目を分けて、記載をお願いします。

- ・ 見積書は、概算費用を「概算見積書（様式3）」に記載をお願いします。

## 2 意見書等提出について

- (1) 意見には必ず修正案を記入してください。
- (2) 提出された意見は参考としますが、最終的に仕様書に反映するかどうかについては、県が決定します。
- (3) 電話等口頭での質問は受け付けません。
- (4) 意見招請の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
- (5) 電子メールの件名は、「【企業名】岐阜県統合型校務支援システムに関する意見等の提出」としてください。本文には、発信元の企業名、担当者名、電子メールアドレスを明記してください。

## 3 機能要件・帳票要件について

以下に留意の上、「機能要件確認表」及び「非機能要件確認表」の提出をお願いします。  
なお、回答内容は、調達仕様書における機能要件及び非機能要件の「必須」「任意」項目選定の参考にさせていただきます。

- (1) 「機能要件確認表」にある全ての機能について、「対応可能」「今後実装予定」「対応不可」のいずれかを選択してください。
- (2) 「帳票要件確認表」にある全ての項目について、「対応可能」「対応予定」「対応不可」のいずれかを選択してください。

## 4 質問への回答について

- (1) 質問へは各々に電子メールで回答します。
- (2) 質問の回答は、仕様書(案)の交付時に確認した電子メールの連絡先に対して送信します。

## 5 提出された資料の取り扱いについて

- (1) 提出された意見等は、県の情報公開条例に基づいて取り扱われます。
- (2) 提出された意見等は、取り下げには応じられません。

## 6 その他

今回提供する資料に含まれるすべての情報は、本意見招請以外の利用を認めません。